

## 同居のご親族がある場合の保育料

保育所入所が内定すると、保育料の決定手続に入ります。母子家庭など、保護者の方の収入だけでは生計維持が難しく、ご親族と同居されている場合は、お子さんの祖父母に当たる方の収入により保育料を計算することとなっております。

保護者の方の収入だけでは生計維持が難しいときは、同居で生計を一つにしているご親族の収入で生計を維持しているとみなされるという、民法上の考え方に基づくため、ご理解くださいますようお願いいたします。

複数のご親族が収入を得ていらっしゃる場合は、収入額を比較して、一番額の高い方を家計の主宰者＝生計中心者として、保育料を計算させていただくことになります。

生計維持が難しいかどうかの判断基準は、保護者の手取り収入（手当・養育費を含む）が、生活保護の基準額を超えるかどうかです。ご家族数などにより異なりますので、詳しくはお問合せください。

また、保護者の方の収入が上がって、生活保護の基準額を超えるようになりましたら、同居のご親族と別生計と認められますので、お早めに保健福祉センターにお申し出ください。給与明細などで確認の上、申し出のあった翌月から、保護者の方のみの所得により保育料を再認定いたします。（月収に波がある場合は、3ヶ月程度収入状況を観察してからとなります）

お問合せ 麻生区役所保健福祉センター  
児童・家庭支援担当  
電話 044-965-5158